

厚木市人権施策推進指針

【概要版】

厚 木 市

第1章 人権施策推進指針(改定版)の策定に当たって

1 策定の背景 (P1)

国連において世界人権宣言を始め、人権関連諸条約が採択されたことにより、国際的な人権意識が高まる中、日本はこれらの諸条約を批准するとともに、長年にわたり人権に関する法整備や様々な施策の実施に取り組んできました。

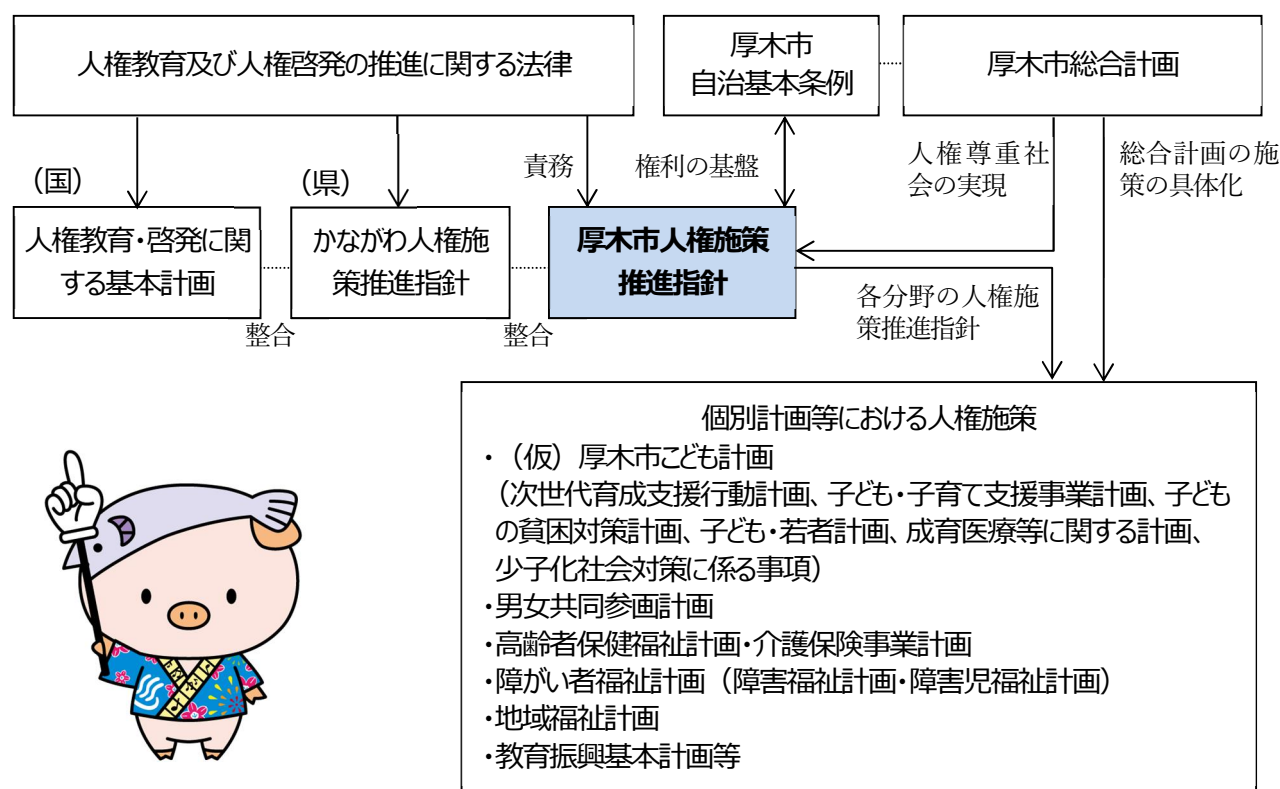
しかしながら、性的マイノリティを理由とする差別・偏見、ヘイトスピーチ、ハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、解消に向けて取り組むべき様々な人権課題が生じております。人権を取り巻く環境の変化に伴い、市民の意識も変化している中、複雑化・多様化する人権課題に対応しながら、人権施策を推進していくことが求められています。

2 策定の趣旨 (P5)

互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくるため、自信と誇りを持つ人権尊重社会の実現を基本理念として平成16年4月に策定した、厚木市人権施策推進指針は令和元(2019)年10月に改定を行いました。

その後、性的マイノリティに関する法律や女性支援に関する法律の施行、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う差別問題や、見た目問題といった新たな人権課題への対応など、人権を取り巻く社会情勢の変化や、令和5(2023)年度に実施した人権に関する市民意識調査の結果等を反映するため見直しを行うものです。

3 指針の位置付け (P7)



第2章 基本理念が目指すもの

1 基本理念（P8）

自信と誇りを持てる人権尊重社会の実現

～互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会をつくります～

2 基本姿勢（P8）

基本理念を実現するために、人権施策を推進していく基本となる姿勢を示します。

3 人権施策の推進（P9）

人権施策を推進するに当たり、全ての施策に共通する基本的施策及び、様々な人権課題の分野別施策の方向性を示し、基本理念の実現を目指します。



第3章 人権施策の推進

1 基本的施策（P10）

基本的施策は「人権教育・啓発の推進」と「相談・支援体制の充実」とし、全ての施策に共通するものとします。

（1）人権教育・啓発の推進

- ア 学校、保育所等における人権に関する取組
- イ 地域社会における人権に関する取組
- ウ 家庭における人権に関する取組
- エ 企業・事業所等における人権に関する取組
- オ 行政における人権に関する取組



（2）相談・支援体制の充実

- ア 相談体制の充実
- イ 相談から措置対応等への迅速な展開
- ウ 国・県・関係機関等との連携強化

2 分野別施策（P14）

人権尊重のまちづくりにおいては、あらゆる分野で人権尊重の視点が盛り込まれることが必要です。法務省は、広く 17 の人権課題を令和 6（2024）年度の啓発活動強調事項として取り上げています。本指針は、この 17 の人権課題への対応を図るものですが、中でも以下の 8 課題について、重点的に取り上げます。

【 分野別の重点課題 】

- | | |
|------------|--------------------|
| （1）子ども | （5）部落差別（同和問題） |
| （2）女性 | （6）外国につながる人 |
| （3）高齢者 | （7）インターネットによる人権侵害 |
| （4）障がいのある人 | （8）性的マイノリティ（性的少数者） |

その他、様々な人権課題として、以下の 9 課題を取り上げます。

【 その他の様々な人権課題 】

- | | |
|---------------------|-------------------|
| （1）アイヌの人々 | （6）ホームレス |
| （2）HIV感染者・ハンセン病患者等 | （7）人身取引（トラフィッキング） |
| （3）刑を終えて出所した人やその家族等 | （8）震災等の災害に起因する人課題 |
| （4）犯罪被害者等 | （9）その他の人権課題 |
| （5）北朝鮮当局に拉致された被害者等 | |

1 こども



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 児童虐待の防止・相談体制の充実
- 子育ての支援
- いじめ防止対策の推進
- 支援教育の充実
- こどもの心と体を守る環境づくり
- ヤングケアラー

4 障がいのある人



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 障がい者差別の解消
- 障がい者虐待の防止
- 権利擁護制度の利用促進
- 福祉サービスの充実
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- 障がい者差別の解消

2 女性

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 男女共同参画の推進
- 安心・安全なくらしの実現
- 多様な生き方を可能にする教育、学習機会の充実
- 職業生活における活躍支援

5 部落差別（同和問題）

- 人権教育・啓発の推進
- 人権相談体制の充実
- 人権問題意識調査の実施
- えせ同和行為の排除

3 高齢者



- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 高齢者虐待の防止
- 権利擁護制度の利用促進
- 「生きがい」の場の確保
- 福祉・介護サービスの充実
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- 孤独・孤立支援

6 外国につながる人

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 相互理解の促進
- 外国につながる人への生活支援
- 母語・母文化への配慮
- 就労支援の充実
- 市政への参加機会の確保
- ヘイトスピーチの解消に向けた啓発活動の推進



7 インターネットによる人権侵害

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 行政における個人情報保護の推進
- 情報教育の推進



9 その他の様々な人権課題

- アイヌの人々
- HIV感染者・ハンセン病患者等
- 刑を終えて出所した人やその家族等
- 犯罪被害者等
- 北朝鮮当局に拉致された被害者等
- ホームレス
- 人身取引（トラフィッキング）
- 震災等の災害に起因する人権課題
- その他の人権課題
- 家族関係にまつわる人権課題、
- 生活保護利用者等公的給付や支援を受ける人の人権課題
- 学歴、職業等にまつわる人権課題
- 公益通報者、情報開示請求者等の特定の行為を行った人の人権課題
- 外見に特徴的な目立つ症状のある人の人権課題

8 性的マイノリティ（性的少数者）

- 人権教育・啓発の推進
- 相談・支援体制の充実
- 行政の性別等に関する配慮
- 人権関係団体・NPO法人等との連携・協働



第4章 推進体制

1 行政・市民・事業者・団体等の役割（P42）

（1）行政の役割

人権尊重社会の実現に向けて、市の事務事業や施設において率先的に人権を尊重した取組を推進します。

（2）市民に期待される役割

人権について正しい知識を学びましょう。

（3）事業者・団体等に期待される役割

地域社会の一員として人権に関する理解向上を図りましょう。

2 人権施策の推進体制（P43）

（1）人権施策推進協議会

（2）人権施策推進会議

（3）市民、事業者・団体等との連携・協働体制



第5章 市民、地域の団体、事業者の皆さんへ

多様な人権施策を行うには、行政機関だけではなく、市民・地域の団体・事業者等、全ての方々の理解と協力が必要不可欠です。地域社会全体が人権尊重の意識を持つことにより、指針の基本理念の実現が可能となります。

1 市民の皆さんへ（P44）

家庭、学校、企業、施設など社会の中で、様々な人権問題が起こっています。

市民一人一人が、日常生活の中で人権感覚を身に付け、人権尊重の視点を大切にし、それぞれの個性を認め合いながら、お互いに思いやり、支え合っていくことが大切です。

2 地域の団体の皆さんへ（P44）

地域社会は、市民が日常の地域活動等を通じて様々な人権課題について理解を深め、実践する場であり、特に、子どもたちにとっては思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な意味合いがあります。活動や交流を通して、地域の結びつきが強まり、疎外感を抱くことなく、誰もが暮らしやすい地域社会となるよう、自治会・町内会を始め、子ども会、青少年団体、PTAやボランティア団体、市民サークル、NPO等による多様な活動が、地域で活発に展開されることを期待します。

3 事業者の皆さんへ（P45）

近年、労働者の多くが派遣、契約社員といった非正規雇用となり、賃金など待遇に格差が生じています。さらに、派遣切りやパワー・ハラスメントも顕在化し、賃金格差だけではなく、雇用不安、職場での孤立など非正規雇用の現実は深刻化しています。

また、正規・非正規に関わらず、長時間労働など過重労働による心理的ストレスを感じている人も増加していることから、法令順守に加え、人権を尊重した誰もが働きやすい職場環境をつくることは、企業等の発展にもつながります。



編集・発行

厚木市 市民交流部 市民協働推進課 令和7（2025）年3月発行

〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号

電話 046-225-2215 FAX 046-221-0275

e-mail 2800@city.atsugi.kanagawa.jp

厚木市人権施策推進指針は、厚木市ホームページから御覧いただけます

